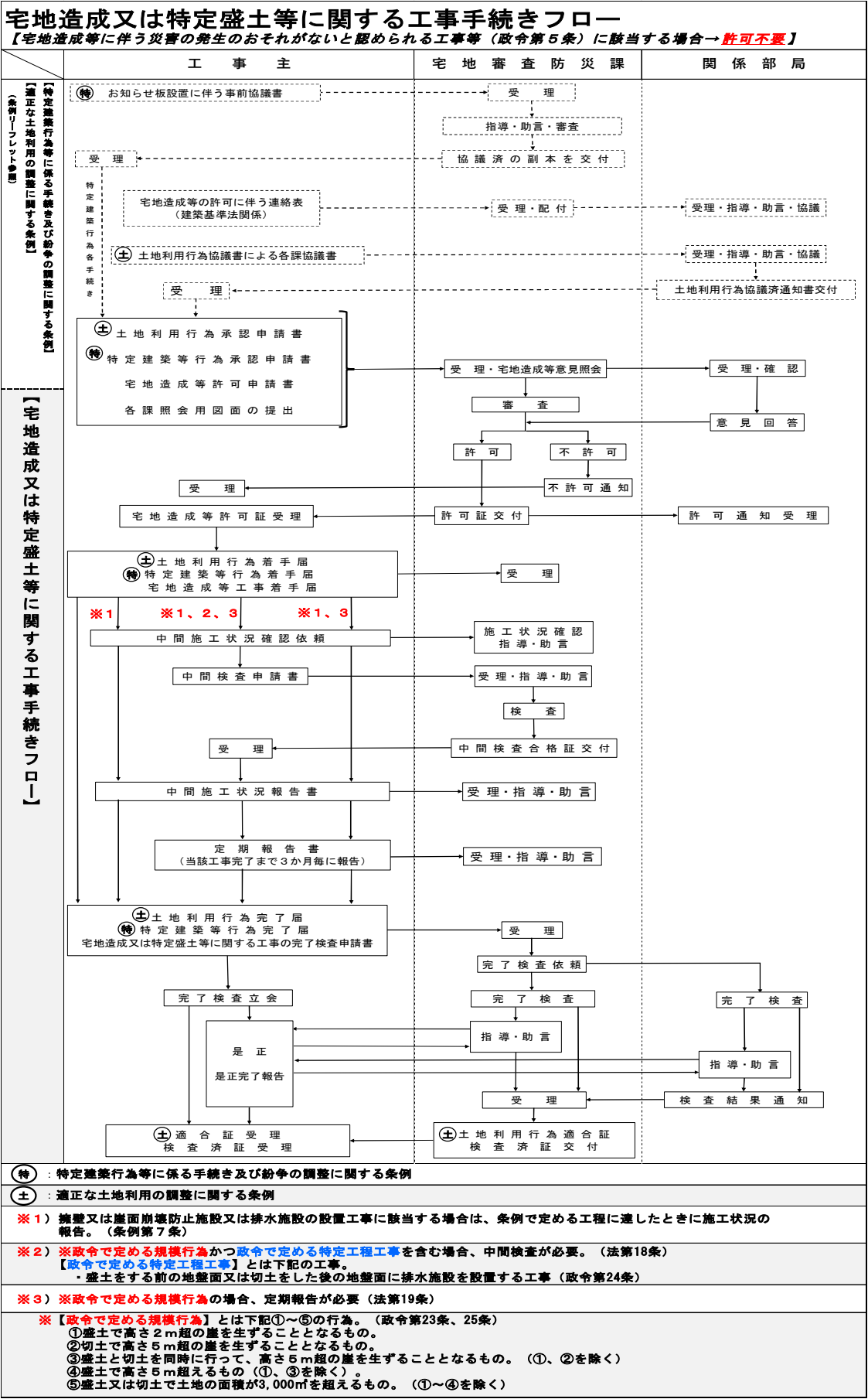


第2編 宅地造成等に関する工事の手続き

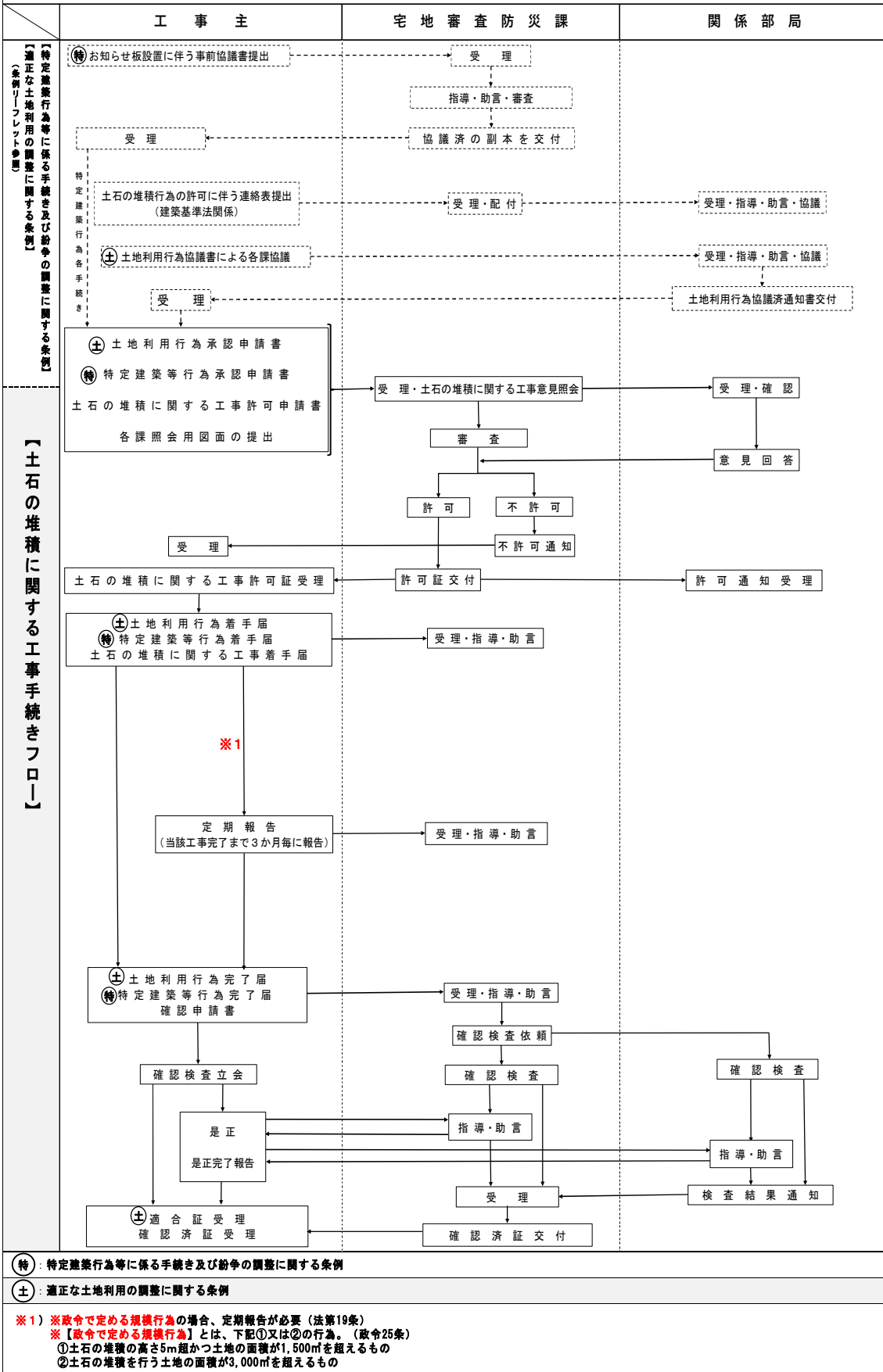
1-1 宅地造成等許可手続きフロー【宅地造成等に関する工事】



1-2 宅地造成等許可手続きフロー【土石の堆積に関する工事】

土石の堆積に関する工事手続きフロー

【宅地造成に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等（政令第5条）に該当する場合→許可不要】



2 事前の手続き（法第 11 条、省令第 6 条）

【法】

（住民への周知）

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

（住民への周知の方法）

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(1) 周辺住民への工事内容の説明について

- ・宅地造成等に関する工事の許可申請をする際には、事前に周辺住民に対して工事の内容を周知する必要があるが、本市においては、省令第 6 条第 4 号の規定により、「特定建築等行為に係る手続き及び紛争に関する条例」で定める方法により周知を行う必要があります。

(2) その他許可申請前の手続きについて

- ・横須賀市では、宅地造成等の許可申請を行う場合には、「横須賀市土地利用基本条例」の手続きを経たのち、(1)の「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」※による説明と「適正な土地利用の調整に関する条例」により横須賀市の関連各課との協議を経て、各々の条例の承認申請と宅造等の許可申請を同時とする必要があります。

※面積による適用除外はありません。

- ・「特定建築等行為にかかる手続及び紛争の調整に関する条例」のお知らせ板事前協議済みになった際には、宅地造成等の許可に伴う連絡表（建築基準法関係）を 1 部宅地審査防災課へ提出する必要があります。

3 許可申請（法第12条、省令第7条、条例第4条、取扱規則第2条から第7条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合することであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面
表略。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又

は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

表略。

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

【宅地造成等許可条例】

(工事の許可基準)

第4条 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(法第16条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。)は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 工事施行者が規則で定める工事の施行に係る計画書を作成していること。
- (3) 令第22条に規定するもの又は二級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項に規定する二級建築士をいう。)の資格を有する者が工事(法第13条第2項に規定する政令で定めるものの工事を除く。)の設計を行っていること。
- (4) 切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)が存する工事にあつては、工事主が規則で定める土質調査方法のうち、当該工事に適する土質調査を行っていること。ただし、既に工事主がこれと同等の土質調査の資料を保有している場合は、この限りでない。

2 前項第1号に規定する基準は、次に掲げる宅地造成等には、適用しない。

- (1) 自己が居住し、又は自己が居住しようとする土地のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- (2) 法第20条第2項若しくは第3項又は法第23条第1項若しくは第2項の規定により発せられた命令に基づき行うもの

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(工事主の資力の基準)

第2条 法第12条第2項第2号に規定する工事を行うために必要な資力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 工事完了までに必要な資金を有し、又は銀行からの資金の借入れ等により資金調達をすることができること。
- (2) 法第12条第1項に規定する許可の申請(以下「許可申請」という。)の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。

(工事施行者の能力の基準)

第3条 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 許可申請の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。
- (2) 許可申請に係る工事(以下「申請工事」という。)と同規模の工事を施行した実績があること。ただし、市長がその実績を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、この限りでない。

(施工計画書)

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める工事の施行に係る計画書(以下「施工計画書」という。)は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 緊急時の体制

(許可申請書の添付書類)

第5条 許可申請の際には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項(宅地造成及び特定盛土等)及び第2項(土石の堆積)に規定する許可申請書(以下単に「許可申請書」という。)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事主の資力に関する申告書(第1号様式)
- (2) 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)
- (3) 工事主及び工事施行者に係る前年度の法人税及び事業税又は所得税の納税証明書
- (4) 工事施行者の登記事項証明書(個人にあっては履歴書又は住民票)
- (5) 工事主の預金残高証明書、融資証明書その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類
- (6) 施工計画書
- (7) 条例第4条第1項第4号の規定による土質調査の報告書

(設計者の資格の申告)

第6条 法第13条第2項又は条例第4条第1項第3号の規定により令又は条例で定める資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、設計者の資格に関する申告書(第3号様式)を添付しなければならない。

(土質調査)

第7条 条例第4条第1項第4号の規則で定める土質調査方法は、別表に定める方法とする。ただし、[※]別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られると市長が認めるときは、この限りでない。

※別表については、3(3)土質調査の実施 別表参照。

(1) 宅地造成又は特定盛土等の許可申請に必要な書類等

・申請に必要な書類

綴り順	書類	内容及び添付書類
1	宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の許可申請書（正）（副） （別記様式第二） 【省令第7条第1項】	・工事主、設計者、工事<u>施行者施工者</u>の住所・氏名は、すべて記入 ・土地の所在地及び地番 ・土地の面積：実測値を記入 ・工事着手前の土地利用状況 ・工事完了後の土地利用 ・盛土のタイプ ・土地の地形 ・工事概要 ・その他必要事項
2	委任状	・委任事項、委任者住所、氏名を明記 ※手続きを委任する場合に添付 ※委任者の押印が必要 ※委任の範囲を許可申請から検査済証受領までとしたもの
3	<u>申請者</u> (工事主)の資力に関する申告書（第1号様式） 【法第12条第2項第2号】 【取扱規則第5条第1号】	・法人：前年度の法人税（国税（その1・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書、<u>事業経歴書</u> ・個人：前年度の所得税（その1・納税証明書）の納税証明書
4	設計者の資格に関する申告書（第3号様式） 【省令第7条第1項第5号】 【条例第4条第1項第3号】 【取扱規則第6条】	・設計者の資格を有していることを証する書類（登録免許証等の写し、卒業証明書又は卒業証明書の写し、実務経験を証明する書類等）添付 ※実務経験は、建築・土木に関する経歴 手引き 第2編 P. 35 参照
5	工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式） 【法第12条第2項第3号】 【条例第4条第1項第1号】 【取扱規則第5条第2号】	・前年度の法人税（国税（その1・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書 ・建設業法の登録：登録を証する書面（とび・土工等） <u>・事業経歴書</u> <u>・建設業許可証の写し</u> <u>・登記事項証明書（個人の場合は履歴書または住民票）</u>
6	擁壁等の構造計算書 【省令第7条第1項第2号】	・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 ※市型擁壁を用いる場合は、添付不要 ※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に添付
7	土質調査報告書	・土質試験、その他の調査又は試験に基づく地盤の

	【省令第7条第1項第3号、4号、12号】 【条例第4条第1項第4号】 【取扱規則第5条第7号】	安定計算を記載した安定計算書を添付 ※政令第7条第2項第2号に規定する盛土を行う場合若しくは、政令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わない場合に添付
8	現況写真 【省令第7条第1項第6号】	・盛土又は切土をしようとする土地又はその付近の状況
9	申請者(工事主)の氏名及び住所を証する書類 【省令第7条第1項第7号、8号】	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの ※許可を受けようとする者が 個人の場合は、その者のもの 法人の場合は、代表取締役のもの
10	会社・法人の登記事項証明書 【省令第7条第1項第8号】	※許可を受けようとする者(工事主)が法人の場合
11	資金計画書(別記様式第三) 【省令第7条第1項第9号】	・工事主の収支計画、年度別資金計画 ・預金残高証明書、融資証明書、その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類
12	土地所有者等の同意書 【法第12条第2項第4号】 【省令第7条第1項第10号】	・公図の写し、土地の登記事項証明書、該当する権利者を記載した一覧表(権利関係者一覧表)、各権利者の同意書 ※同意書には実印及び印鑑証明を添付(一個人の場合は本人確認書類でも可)を添付 手引き 第2編 P. 4139 参照
13	住民への周知した図書 【省令第7条第1項第11号】	・特定建築等行為条例で使用した説明資料 説明報告書、説明会報告書(説明会を実施した場合)
14	工事の安全性を確かめるため必要な資料 【省令第7条第1項第12号】	・市長が必要と認めるもの 排水計算書、排水端末の接続許可を証する書類、造成区域取り付け道路が民地にかかる場合は当該権利者の同意書又は承諾書(使用・施行)
15	施工計画書 【条例第4条第1項第2号】 【取扱規則第4条】	・工事概要：工事名、工事場所、工期、発注者、請負者、工事内容(用途、戸数、面積、造成計画等)明記 ・計画工程表：ネットワーク、バーチャート等 ・現場組織表：現場組織編成、命令系統、業務分担等明記 ・施工方法：工法、手順、仮設計画等明記 ※仮設土留め、仮排水等について十分に検討すること ・緊急時の体制：災害発生時に対する体制及び連絡系統明記



・申請に必要な図面

綴り順	図面の種類 (縮尺)	明示すべき事項
16	位置図 (1/10,000 以上)	方位、道路及び目標となる地物 ※申請区域を赤色で着色
17	公図の写し (1/600)	法務局備え付け公図写、方位、公道、水路、国有地(青地)を明記 申請区域内及び必要な部分の権利者の住所氏名、地目、地番、地籍を記入 ※公道 - 茶色、水路 - 水色、青地 - 黄緑色で着色、申請区域境界線は赤色
18	求積図 (1/250)	申請区域及び宅地区画の面積 切土又は盛土をする土地の面積 ※申請区域の境界線は赤色
19	地形図 (現況図) (1/2,500 以上)	方位及び土地の境界線、申請区域周辺の地形、既存擁壁の明示 ※等高線(標高差1m)、仮BM(位置・高さ) ※申請区域の境界線は赤色 ※凡例を明示
20	土地の平面図 (造成計画平面図) (1/2,500 以上)	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、寸法等 土地利用計画の明示、区画の番号・計画高さ・面積・区画線、主要部分および高低差の著しい部分の断面位置 都市計画道路の位置、2項道路の中心線及び後退線の位置・寸法 ※地形図をベースとする ※申請区域の境界線は赤色 ※切土は黄色、盛土は赤色で表示 ※凡例を明示 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ※擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること
21	土地の断面図 (造成計画断面図) (1/2,500 以上)	盛土又は切土をする前後の地盤面 段切りの位置 ※申請区域の境界線は赤色

		※切土は黄色、盛土は赤色で表示 ※凡例を明示 ※高低差の著しい箇所について作成すること
22	給水及び排水施設の 平面図 （給排水計画平面 図） （1/500 以上）	方位、申請区域の境界線 給水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ※申請区域の境界線は赤色 ※雨水は青色、汚水は茶色で表示 ※凡例を明示
23	排水施設の構造図	排水施設の種類・材料・寸法・断面及び構造 ※構造物ごとに作成
24	崖の断面図 （1/500 以上）	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、 それぞれの土質及びその地層の厚さ）、排水施設の位置、形状 盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 ※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すこ とを要しない ※凡例を明示
25	擁壁の断面図 （擁壁の構造図） （1/500 以上）	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコン クリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後 の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸 法 擁壁及び配筋の形状寸法、水抜き穴の位置・材料・内径
26	擁壁の背面図 （1/500 以上）	擁壁の高さ、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置 及び寸法、擁壁の種類、根入れ深さ、延長、折れ点、伸縮目地 の位置、材料、寸法 宅地の平面図との照合記号 ※凡例を明示
27	崖面崩壊防止施設の 断面図 （1/500 以上）	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の 種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基 礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
28	崖面崩壊防止施設の 背面図 （1/500 以上）	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに 透水層の位置及び寸法 ※水抜き穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載 すること。

29	その他の必要図書 ※必要に応じて添付	擁壁の配置計画平面図（RC 擁壁が錯綜する場合、2段擁壁となる場合等）※1
----	-----------------------	---------------------------------------

※ 1. 擁壁の配置計画平面図は、造成計画平面図にて確認できない擁壁の不可視部分（基礎の底版部又は 根入れ部等）に係る位置・配置を明記してください。

（全図面注意事項）

- ・図面の縮尺は参考とし、実情に合わせたものとしてください。
- ・方位については、各図面の上側を北に統一してください。

(2) 土石の堆積の許可申請に必要な書類等

・申請に必要な書類

綴り順	書類	内容及び添付書類
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書（正）（副） （別記様式第四） 【省令第7条第2項】	・工事主、設計者、工事<u>施行者施工者</u>の住所・氏名は、すべて記入 ・土地の所在地及び地番 ・土地の面積：実測値を記入 ・工事の目的 ・工事概要 ・その他必要事項
2	委任状	・委任事項、委任者住所、氏名を明記 ※手続きを委任する場合に添付 ※委任者の押印が必要 ※委任の範囲を許可申請から検査済証受領までとしたもの
3	<u>申請者</u> （ 工事主 ）の資力に関する申告書（第1号様式） 【法第12条第2項第2号】 【取扱規則第5条第1号】	・法人：前年度の法人税（国税（その1・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書、<u>事業経歴書</u> ・個人：前年度の所得税（その1・納税証明書）の納税証明書
4	設計者の資格に関する申告書（第3号様式） 【省令第7条第1項第5号】 【条例第4条第1項第3号】 【取扱規則第6条】	・設計者の資格を有していることを証する書類（登録免許証等の写し、卒業証明書又は卒業証明書の写し、実務経験を証明する書類等）添付 ※実務経験は、建築・土木に関する経歴 手引き 第2編 P. 35 参照
5	工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式） 【法第12条第2項第3号】 【条例第4条第1項第1号】 【取扱規則第5条第2号】	・前年度の法人税（国税（その1・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書 ・建設業法の登録：登録を証する書面（とび・土工等） ・<u>事業経歴書</u> ・<u>建設業許可証の写し</u> ・<u>登記事項証明書（個人の場合は履歴書または住民票）</u>
6	土石の崩壊の防止を講じた図書 【省令第7条第2項第2号】 【省令第32条第1項】	・構台の設計書 ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画
7	土石の崩壊に伴う土砂の流失の防止を講じた図書 【省令第7条第2項第3号】	・鋼矢板の設計書 ・土石の周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画

	【省令第34条第1項】	・土石の傾斜部の安定化に関する計画
8	現況写真 【省令第7条第2項第4号】	・盛土又は切土をしようとする土地又はその付近の状況
9	申請者（工事主） の氏名及び住所を証する書類 【省令第7条第2項第5、6号】	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの ※許可を受けようとする者が <u>個人</u> の場合は、その者のもの <u>法人</u> の場合は、代表取締役のもの
10	会社・法人の登記事項証明書 【省令第7条第2項第6号イ】	※ 許可を受けようとする者（工事主） が <u>法人</u> の場合
11	資金計画書（別記様式第五） 【省令第7条第2項第7号】	・工事主の収支計画、年度別資金計画 ・ <u>預金残高証明書、融資証明書、その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類</u>
12	土地所有者等の同意書 【法第12条第2項第4号】 【省令第7条第2項第8号】	・公図の写し、土地の登記事項証明書、該当する権利者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）、各権利者の同意書 ※同意書には、本人確認書類を添付 ——手引き 第2編 P. 39 参照 ※同意書には実印及び印鑑証明を添付 <u>個人の場合は本人確認書類でも可</u> <u>手引き 第2編 P. 41 参照</u>
13	住民への周知した図書 【省令第7条第2項第9号】	・特定建築等行為条例で使用した説明資料 説明報告書、説明会報告書（説明会実施した場合）
14	工事の安全性を確かめるため必要な資料 【省令第7条第2項第10号】	・市長が必要と認めるもの 排水計算書、排水端末の接続許可を証する書類、造成区域取り付け道路が民地にかかる場合は当該権利者の同意書又は承諾書（使用・施行）
15	施工計画書 【条例第4条第2号】 【取扱規則第4条】	・工事概要：工事名、工事場所、工期、発注者、請負者、工事内容（用途、戸数、面積、造成計画等）明記 ・計画工程表：ネットワーク、バーチャート等 ・現場組織表：現場組織編成、命令系統、業務分担等明記 ・施工方法：工法、手順、仮設計画等明記 ※仮設土留め、仮排水等について充分に検討すること ・緊急時の体制：災害発生時に対する体制及び

		連絡系統明記
--	--	--------

・申請に必要な図面

綴り順	図面の種類 (縮尺)	明示すべき事項
15	位置図 (1/10,000 以上)	方位、道路及び目標となる地物 ※申請区域を赤色で着色
16	公図の写し (1/600)	法務局備え付け公図写、方位、公道、水路、国有地（青地）を明記 申請区域内及び必要な部分の権利者の住所氏名、地目、地 番、地籍を記入 ※公道 - 茶色、水路 - 水色、青 地 - 黄 緑色で着色、申請区域境界線 は赤色
17	求積図 (1/250)	申請区域の面積 切土又は盛土をする土地の面積 ※申請区域の境界線は赤色
18	地形図 (現況図) (1/2,500 以上)	方位及び土地の境界線、申請区域周辺の地形、既存擁壁の明示 ※等高線（標高差 1 m）、仮 BM（位置・高さ） ※申請区域の境界線は赤色 ※凡例を明示
19	土地の平面図 (造成計画平面図) (1/500 以上)	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 土地利用計画の明示、区画の番号・計画高さ・面積・区画線、主要部分および高低差の著しい部分の断面位置

		都市計画道路の位置、2項道路の中心線及び後退線の位置・寸法 ※地形図をベースとする ※申請区域の境界線は赤色 ※切土は黄色、盛土は赤色で表示 ※凡例を明示 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ※空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
20	土地の断面図 (造成計画断面図) (1/500 以上)	盛土又は切土をする前後の地盤面 段切りの位置 ※申請区域の境界線は赤色 ※切土は黄色、盛土は赤色で表示 ※凡例を明示 ※高低差の著しい箇所について作成すること

(全図面注意事項)

- ・図面の縮尺は参考とし、実情に合わせたものとしてください。
- ・方位については、各図面の上側を北に統一してください。

- (3) 土質調査の実施（法第13条第1項、政令第7条第2項第2号、政令第8条第1項第1号ロ、省令第7条第1項第3、4号、条例第4条第1項第4号、取扱規則第7条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

【政令】

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

1 一、二号 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一号 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

（擁壁の設置に関する技術基準）

第八条 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ、イ（１）（２） 略

ロ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

ハ、二 略

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一、二号 略

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、

土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五～十二号 略

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【宅地造成等許可条例】

(工事の許可基準)

第4条 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(法第16条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。)は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (4) 切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第11号に規定する建築物をいう。)が存する工事にあつては、工事主が規則で定める土質調査方法のうち、当該工事に適する土質調査を行っていること。ただし、既に工事主がこれと同等の土質調査の資料を保有している場合は、この限りでない。

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(土質調査)

第7条 条例第4条第1項第4号の規則で定める土質調査方法は、別表に定める方法とする。ただし、別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られると市長が認めるときは、この限りでない。

【内 容】

土質調査が必要な場合は、下記としています。

(省令第7条第1項第3号)

- ・下記のいずれかの土地において、高さ15mを超える盛土をする場合
 1. 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 2. 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 3. 2の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(省令第7条第1項第4号)

- ・崖面崩壊防止施設が設置された崖面が生じる場合。

(条例第4条第1項第4号)

- ・宅地造成等に関する工事の計画において、切土や盛土をすることによって5mを超えるがけができる宅地造成工事で、切土又は盛土をした土地の区域から10mの範囲内に建築物がある場合。

【注意点】

- ・土質調査の方法は、ボーリング、サウンディング、載荷試験、物理探査等の基準化された方法として、別表に定めた方法により行うことを原則としています。
また、別表以外の試験方法とする場合であっても、別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られるものについては、認めることとしています。

【添付図書】

- ・土質調査報告書

(別 表)

規格番号※	調査の種別	調査の名称
JIS A 1219	ボーリング・サウンディング	標準貫入試験方法
JGS 1411		原位置ベーンせん断試験方法
JGS 1421		孔内水平載荷試験方法
JIS A 1220	サウンディング	オランダ式二重管コーン貫入試験方法
JIS A 1221		スウェーデン式サウンディング試験方法
JGS 1431		ポータブルコーン貫入試験方法
JGS 1433		簡易動的コーン貫入試験方法
JGS 1435		電気式静的コーン貫入試験方法
JGS 1121	物理探査・検層	地盤の電気検層方法
JGS 1122		地盤の弾性波速度検層方法
JGS 1521	載荷試験	地盤の平板載荷試験方法
JGS 3521		剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法
JGS 3511		岩盤のせん断試験方法

※JIS：日本工業規格

JGS：地盤工学会基準

(4) 標準処理期間 ※標準処理期間は、土日祝日を除いた開庁日

許可事務名称	根拠法令	標準処理期間 (日)
宅地造成等に関する工事の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条	25
宅地造成等に関する工事の変更許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条	25
(参考) 特定建築等行為に係る承認 (宅地造成)	特定建築等行為に係る手続き及び紛争の 調整に関する条例 14 条第 1 項	21
(参考) 適正な土地利用に係る承認 (宅地造成)	適正な土地利用の調整に関する条例 46 条 1 項	21

(5) 許可証の交付又は不許可の通知

許可申請の結果、法第 12 条第 1 項の規定に適合していると認められた場合は、許可証
(別記様式第六)が交付されます。又、不許可の場合は、文書をもってその旨を通知します。

なお、宅地造成等に関する工事は、許可証の交付を受け、工事着手届(第 5 号様式)を出
した後でなければ、着手することができません。

4 みなし許可（法第 15 条第 2 項、法第 16 条第 5 項）

【法】

（許可の特例）

第十五条

1 項 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第十六条

1～4 項 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

- ・都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法による許可を受けたものとみなされます。同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、宅地造成及び特定盛土等規制法によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく以下の措置が必要となります。

【みなし許可となった場合の必要な措置】

- ・標識の掲示※（様式第二十三）

※標識の許可番号については、都市計画法に基づく開発許可番号を記載します。

なお、「都市計画法による開発許可済の標識」も掲示してください。

【注意事項】

みなし許可において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「中間検査（法第 18 条）」（手引き第 2 編 P. 50）や「定期報告（法第 19 条）」（手引き第 2 編 P. 44）の対象行為がある場合は、下記の内容が必要となります。

- ・中間検査申請書の提出（特定工程完了日を含めて 4 日以内）（様式第十三）
- ・中間検査手数料（手引き第 2 編 P. 22）
- ・中間検査の受検
- ・中間検査合格証の受理（様式第十四）
- ・定期報告（当該工事完了まで 3 か月毎）（第 7 号様式）

5 手数料

手数料条例（平成 12 年 3 月 29 日 横須賀市条例第 9 号）

(1) 【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料】

①宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請（法第12条）				申請手数料（円）
【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積				
500 平方メートル以内のもの				16,000
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以内	28,000
1,000	//	2,000	//	40,000
2,000	//	3,000	//	59,000
3,000	//	5,000	//	68,000
5,000	//	10,000	//	93,000
10,000	//	20,000	//	149,000
20,000	//	40,000	//	229,000
40,000	//	70,000	//	360,000
70,000	//	100,000	//	509,000
100,000 平方メートルを超えるもの				658,000
②宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請（法第16条）				
合算した額の最高限度				658,000
設計 変更	ア	宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更（イのみに該当する場合は除く。）については、【盛土その他の土地の形質の変更】する面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積、【盛土その他の土地の形質を変更】する面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積）に応じ、①に規定する額に10分の1を乗じて得た額		$A \times 10$
	イ	新たに【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積に係る法第16条に掲げる事項の変更については、新たに【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積に応じ、①に規定する額		A

【中間検査申請手数料】

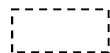
中間検査手数料（法第18条）				
【盛土その他の土地の形質の変更】をする面積				申請手数料（円）
500 平方メートル以内のもの				3,100
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以内	3,100
1,000	//	2,000	//	3,100
2,000	//	3,000	//	3,100
3,000	//	5,000	//	6,200
5,000	//	10,000	//	6,200
10,000	//	20,000	//	6,200
20,000	//	40,000	//	12,400
40,000	//	70,000	//	24,800
70,000	//	100,000	//	43,400
100,000 平方メートルを超えるもの				62,100

(2) 【土石の堆積に関する工事の許可申請手数料】

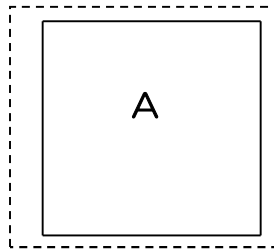
①土石の堆積に関する工事の許可申請（法第12条）			
土石の堆積をする面積			申請手数料（円）
500 平方メートル以内のもの			11,000
500 平方メートルを超え	1,000 平方メートル以内		14,000
1,000 //	2,000 //		16,000
2,000 //	3,000 //		20,000
3,000 //	5,000 //		29,000
5,000 //	10,000 //		32,000
10,000 //	20,000 //		39,000
20,000 //	40,000 //		54,000
40,000 //	70,000 //		74,000
70,000 //	100,000 //		111,000
100,000 平方メートルを超えるもの			136,000
②土石の堆積に関する工事の変更許可申請（法第16条）			
合算した額の最高限度			136,000
設計変更	ア	土石の堆積に関する設計の変更（イのみに該当する場合は除く。）については、土石の堆積をする面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする面積、土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする面積）に応じ、①に規定する額に10分の1を乗じて得た額	$A \times 10$
	イ	新たに土石の堆積をする土地の面積に係る法第16条に掲げる事項の変更については、新たに土石の堆積をする面積に応じ、①に規定する額	A

変更手数料（算出例）

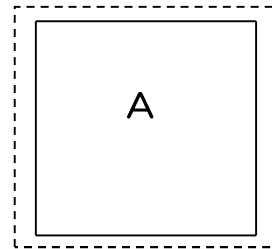
※切盛面積：切土、盛土をする土地の面積

：申請区域（行為区域の面積）

1. 新たな切盛面積又は新たな土石の堆積をする面積及び
切盛面積の縮小又は土石の堆積をする面積の縮小が生じない場合
（面積変更なし）



当初面積

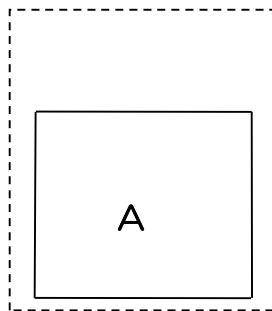


変更後区域

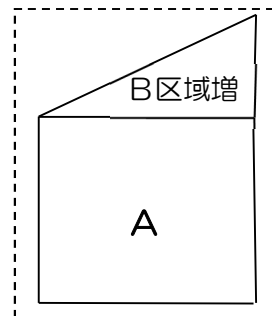
- ① 設計変更ありの場合

Aの面積に応じた額×10分の1

2. 新たな切盛面積又は新たな土石の堆積をする面積が生じる場合（面積変更あり）



当初面積



変更後面積

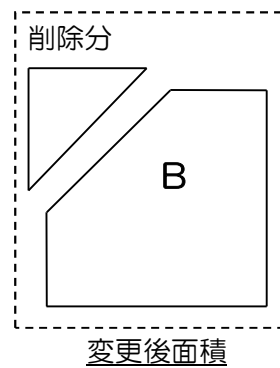
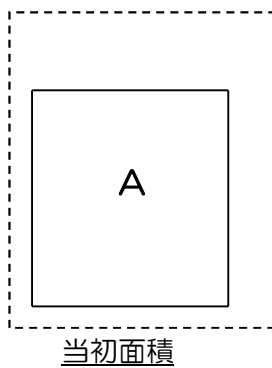
- ① Aの区域の設計変更ありの場合

Bの面積に応じた額＋Aの面積に応じた額×10分の1

- ② Aの区域の設計変更なしの場合

Bの面積に応じた額

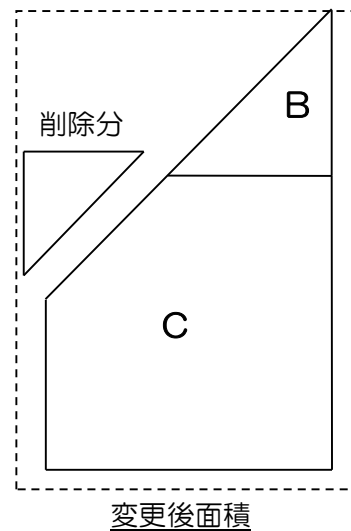
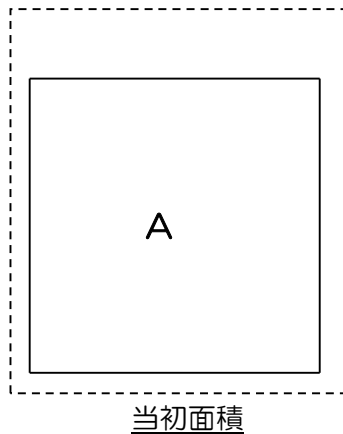
3. 切盛面積の縮小又は土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合
(面積変更あり)



① 設計変更ありの場合

Bの面積に応じた額×10分の1

4. 新たな切盛面積の増加又は新たな土石の堆積をする面積の増加
及び切盛面積の縮小又は土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合
(面積変更あり)



① Cの区域の設計変更ありの場合

Bの切盛面積に応じた額 + Cの切盛面積に応じた額×10分の1

② Cの区域の設計変更なしの場合

Bの切盛面積に応じた額

6 許可情報の公表（法第 12 条第4項、省令第9条、省令第 10 条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第十条法 第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【内容】

- ・法第 12 条に基づいて許可をした場合に、下記の内容を横須賀市HPで公表します。

（公表する事項）

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 工事主の氏名又は名称
- ④ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑦ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑧ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

- ・公表内容に変更があった場合においても、変更後の内容を公表する必要があります。

7 届出情報の公表（法第 21 条第 2 項、省令第 53 条、省令第 54 条）

【法】

（工事等の届出）

第二十一条 1、3、4 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法）

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第五十四条法 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【内容】

・法第 21 条に基づいて届出をした場合に、下記の内容を横須賀市HPで公表します。

（公表する事項）

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の届出年月日
- ③ 工事主の氏名又は名称
- ④ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑦ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑧ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

8 変更許可等

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

（変更の許可の申請）

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更。
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更。
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）。

【宅地造成等許可条例】

(変更届)

第8条 工事主は、切土若しくは盛土の土量又は擁壁の高さ等の軽微な変更その他の規則で定める計画等の変更をしようとするときは、当該変更の内容を明示した図書等を添えて市長に変更届を提出しなければならない。

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(宅地造成等工事変更届)

第10条 条例第8条に規定する規則で定める計画等の変更は、切土若しくは盛土の土量、擁壁の高さ又は排水施設の設置場所等の軽微な変更に係る添付図書の変更とする。ただし、当該添付図書の変更が法第13条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定に係る審査を要しないものに限る。

2 法第16条第2項又は条例第8条の規定による届出は、宅地造成等工事変更届(第4号様式)によらなければならない。

3 前項の変更届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる書類のうち変更に係るもの
- (2) 省令第7条第1項及び第2項に掲げる図書のうち、宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴い、当該計画の内容が変更となるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

【変更の許可等】

(1) 変更許可の申請(法第16条第1項、省令第37条)

宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」(別記様式第七正副)又は「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」(別記様式第八様式正副)に、宅地造成等に関する工事の許可の年月日及び許可番号、変更に係る事項、変更の理由について記載し、宅地造成等に関する工事の許可申請書に添付した図書のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び新旧対象図を添付して、提出してください。

・申請様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書：別記様式第七 正副2部

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書：別記様式第八 正副2部

(2) 軽微な変更（法第 16 条第 2 項、省令第 38 条、条例第 8 条、取扱規則第 10 条）

宅地造成等に関する工事の計画の変更のうち、次に掲げる事項に該当する場合は、「宅地造成等工事変更届」（第 4 号様式）に宅地造成等に関する工事の許可の年月日及び許可番号、宅地の所在及び地番、変更内容等について記載し、宅地造成等に関する工事の許可申請書に添付した図書のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更される図面と新旧対象図を添付して、提出してください。

- ① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- ③ 宅地造成等に関する工事の技術的基準等（法第 13 条第 1 項）に係る審査を要しないもので、切土若しくは盛土の土量、擁壁の高さ又は排水施設の設置場所等の軽微な変更に係る添付図書の変更

・申請様式

宅地造成等工事変更届：第 4 号様式 1 部

変更届（軽微な変更）	変更許可
■工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ■工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 ■任意設置の擁壁 ☐任意設置擁壁については、変更届の提出（図面表記等に変更が生じるため届が必要） ☐擁壁の構造に変更が生じた場合（技術基準の付加により構造の確認が必要） ■義務設置の擁壁 ☐擁壁の延長に変更が生じた場合（10%以下の場合） ☐擁壁のタイプは変わらないが、設置位置が変更になった場合 ■その他 ☐最終樹の位置は変更ないが配管の位置が変更となる場合（接続ますを含む） ☐政令第3条に該当しない崖の変更（切土2m・盛土1m・切盛2m以内） ☐切盛面積は変更しないが区域が変更になった場合 ☐任意の範囲での切盛の増減	■義務設置の擁壁 ☐擁壁の延長に変更が生じた場合（10%を超える場合） ☐新たなタイプの追加 ■その他 ☐切盛面積が500㎡を超える場合 ☐義務設置（許可要）の切盛の増減

9 設計者の資格

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

（設計者の資格）

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二條各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二條第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【宅地造成等許可条例】

(工事の許可基準)

第4条 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(法第16条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。)は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(3) 令第22条に規定するもの又は二級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項に規定する二級建築士をいう。)の資格を有する者が工事(法第13条第2項に規定する令で定めるものの工事を除く。)の設計を行っていること。

(1)、(2)、(4) 略

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(設計者の資格の申告)

第6条 法第13条第2項又は条例第4条第1項第3号の規定により宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）又は条例で定める資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、設計者の資格に関する申告書(第3号様式)を添付しなければならない。

《宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を指定》

(昭和 37 年 3 月 29 日建設省告示第 1005 号)

改正 昭和 37 年 6 月 6 日建設省告示第 1291 号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 22 条第 5 号の規定により、同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
- 2 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 3 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士の資格を有する者
- 4 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了した者
- 5 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第 17 条第 1 号から 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

宅地造成等に関する工事の許可申請に係る設計者の資格は、下記表のとおりです。

(表2-1)

工事の内容	必要な資格等
(1) 高さが5メートルを超える擁壁の設置 (令第22条) (2) 盛土又は切土をする土地の面積が1500㎡を超える土地における排水施設の設置 (令第22条)	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。 ② 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。 次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。 同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。 ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。 ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。 ⑤ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号トに規定する講習を修了した者であること。 ⑥ ⑤に掲げる者のほか①～④までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。 ・学校教育法による大学の大学院等に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 ・技術士(建設部門) ・一級建築士
(3) 上記以外	⑦ 上記①～⑥の者又は二級建築士

※上記の実務経験とは、土木又は建築工事の設計又は工事監理に従事した経験を言います。また、『土木・建築課程』には、農業土木、衛生工学等の課程も含まれます。

（解釈）

宅地造成等に関する工事の許可申請の内容が、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第21条で定められている工事（（1）高さが5mを超える擁壁の設置、（2）切土又は盛土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置）については、表2-1（第2編P. 35）①～⑥、それ以外（（3））については、表2-1（第2編P. 35）の①～⑦に該当する者が、工事の設計を行わなければなりません。

（必要な添付図書）

- 設計者の資格に関する申告書(第3号様式)
- 設計者の資格を確認できる書類
 - （1）卒業証明書又は卒業証書の写し
 - （2）実務経験（建築・土木に関する経歴に限る。）を証明する書類
 - （3）都市計画法施行規則の規定する講習修了証の写し
 - （4）大学院の在学証明書
 - （5）資格の登録免許証等の写し
 - （6）2級建築士の資格証の写し

a：表2-1 ①～④（第2編P. 35）に該当する者は、上記（1）と（2）を提出。

b：表2-1 ⑤（第2編P. 35）に該当する者は、上記（2）と（3）を提出。

c：表2-1 ⑥（第2編P. 35）に該当する者は、上記（2）と（1）or（4）又は、（5）を提出。

なお、表2-1 ⑦（第2編P. 35）に該当する者の場合は、上記のa～cのいずれか、もしくは、（6）を提出。

10 工事主の資力

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 略

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(工事主の資力の基準)

第2条 法第12条第2項第2号に規定する工事を完成するための資力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

(1) 工事完了までに必要な資金を有し、又は銀行からの資金の借入れ等により資金調達をすることができること。

(2) 法第12条第1項に規定する許可の申請(以下「許可申請」という。)の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。

(許可申請書の添付書類)

第5条 許可申請の際には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項及び第2項に規定する許可申請書(以下単に「許可申請書」という。)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事主の資力に関する申告書(第1号様式)

(2) 略

(3) 工事主及び工事施行者に係る前年度の法人税及び事業税又は所得税の納税証明書

(4) 略

(5) 工事主の預金残高証明書、融資証明書その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類

(6)(7) 略

(1) 工事主の資力(法第12条、取扱規則第2条、第5条第1・3・5号)

宅地造成等に関する工事の許可申請を行うにあたり、工事主は、工事を行うために必要な資力を備えていなければなりません。

(必要な添付書類)

〈共通事項〉

- ・工事主の資力に関する申告書(第1号様式)

- ・資金計画書（別記様式第三、第五）
- ・預金残高証明書、融資証明書その他の工事を完遂するための資金能力があることを証する書類

〈個人の場合〉

- ・前年度の所得税（その１・納税証明書）の納税証明書
- ・住民票の写し

〈法人の場合〉

- ・前年度の法人税（国税（その１・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書
- ・登記全部事項証明書
- ・事業経歴書

11 工事施行者の能力

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

【宅地造成等許可条例】

(工事の許可基準)

第4条 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(法第16条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。)は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。

(2) 工事施行者が規則で定める工事の施行に係る計画書を作成していること。

(3)～(4) 略

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(工事施行者の能力の基準)

第3条 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

(1) 許可申請の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。

(2) 許可申請に係る工事(以下「申請工事」という。)と同規模の工事を施行した実績があること。ただし、市長がその実績を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、この限りでない。

(施工計画書)

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める工事の施行に係る計画書(以下「施工計画書」という。)は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 緊急時の体制

(許可申請書の添付書類)

第5条 許可申請の際には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項及び第2項に規定する許可申請書(以下単に「許可申請書」という。)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)、(5)、(7) 略
- (2) 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)
- (3) 工事主及び工事施行者に係る前年度の法人税及び事業税又は所得税の納税証明書
- (4) 工事施行者の登記事項証明書(個人にあっては履歴書又は住民票)
- (6) 施工計画書

- (1) 工事施行者の能力（法第12条、条例第4条、取扱規則第3条、第4条、第5条第2・3・4・6号）

宅地造成等に関する工事の許可申請を行うにあたり、工事を完成するために必要な能力を備えていなければなりません。

（必要な添付書類）

- ・ 工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式）
- ・ 前年度の法人税（国税（その1・納税額等証明用））及び事業税（県税（法人事業税））の納税証明書
- ・ 建設業法の登録：登録を証する書面（とび・土工等）
- ・ 会社、法人の登記事項証明書
- ・ 事業経歴書
- ・ 建設業許可証の写し

- (2) 施工計画書の作成（条例第4条、取扱規則第4条）

工事施行者は、工事の施工に係る計画書を作成していなければなりません。

【記載事項】

- ・ 工事概要
- ・ 計画工程表
- ・ 現場組織票
- ・ 施工方法
- ・ 緊急時の体制

12 土地所有者の同意（法第12条第2項第4号）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条

1 項 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

- ・ 工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。
- ・ 工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①公図の写し②土地の登記事項証明書③該当する権利者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）④各権利者の同意書を提出する方法により確認します。所有者の登記がある土地については、当該所有権者の同意を必ず提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出してください。

[同意を必要とする権利者]

工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者、使用収益権（永小作権、地役権）を有する者。~~質権、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者~~採石権又は使用借権を有するとともに、当該土地を使用する権利者。

※ 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

[同意書に記載が必要な事項]

同意書には――①4.所在地・地番②

――2.地目又は建物用途③

――3.地積又は延べ面積④

――4.権利の種類⑤

――5.同意年月日⑥

――6.同意者住所・氏名氏名を記載し、⑦実印を押印し、

――印鑑証明（同意した日付から3か月以内に取得したもの）を添付してください。

個人の場合は、⑦実印及び印鑑証明に代わり、同意者の本人確認書（住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれか）の添付とすることができます。同意書には、本人であることを示すため、同意者の本人確認書類※を添付してください。

——※本人確認書類は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとしてください。——

13 工事着手等

(1)標識の設置（法第49条、省令第87条）

【法】

（標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

【省令】

（標識の様式及び記載事項）

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

工事主は、工事の期間中当該工事の区域の見やすい場所に法第12条第1項の許可を受けていることを表示する標識を掲示しなければなりません。

【標識書式】

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（別記様式第二十三）
- ・土石の堆積に関する工事の標識（別記様式二十四）

(2) 工事着手届（条例第6条、取扱規則第11条）

【宅地造成等許可条例】

（工事着手届）

第6条 工事主は、法第12条第1項の許可を受けた後、工事に着手しようとするときは、実工程表を添えて、市長に工事着手届を提出しなければならない。ただし、令第3条第5号に規定する宅地造成等を行おうとする場合は、実工程表の添付を省略することができる。

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

（工事着手届）

第11条 条例第6条の工事着手届は、第5号様式による。

工事主は、法第12条第1項の許可を受けた後、工事に着手しようとするときは、実工程表を添えて、市長に工事着手届（第5号様式）を提出しなければなりません。ただし、令第3条第5号に規定する宅地造成等を行おうとする場合は、実工程表の添付を省略することができます。

14 工事施工中

施工の状況報告は、法第 19 条による定期報告と、条例第 7 条による施工状況の報告の必要があります。定期報告は面積による適用除外がありますので、下記を参考に状況の報告をしてください。報告がなく、構造等が確認できない場合には、擁壁であれば非破壊、破壊検査ややり直し、盛土等であれば除却し再度盛直しが必要になる場合があります。

(1) 定期報告（法第 19 条、政令第 25 条、省令第 48・49・50 条、取扱規則第 13 条）

【法】

（定期報告）

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

【政令】

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの。
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの。

【省令】

（定期の報告）

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告の報告事項）

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地。

- 二 工事の許可年月日及び許可番号。
- 三 前回の報告年月日。
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ。
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積。
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量。
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ。
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積。
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量。
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量。

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

(定期の報告)

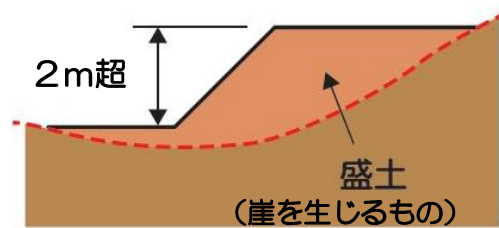
- 第 13 条 省令第 48 条第 1 項に規定する報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第 7 号様式）による。
- 2 省令第 48 条第 2 項に規定する報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第 8 号様式）による。

①定期報告を要する工事

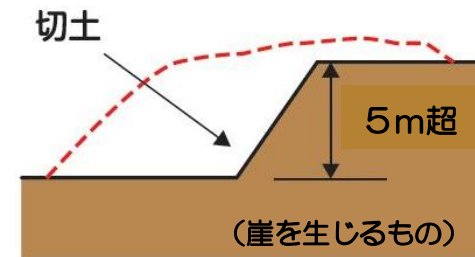
(土地の形質の変更)

図-1

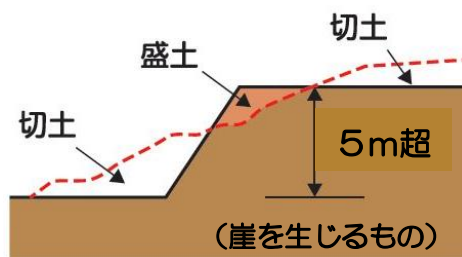
要件① (イメージ図)



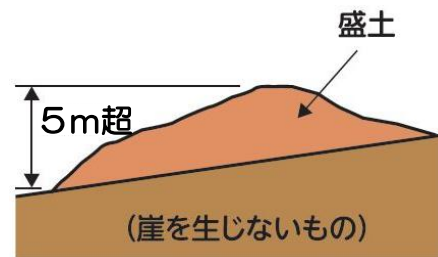
要件② (イメージ図)



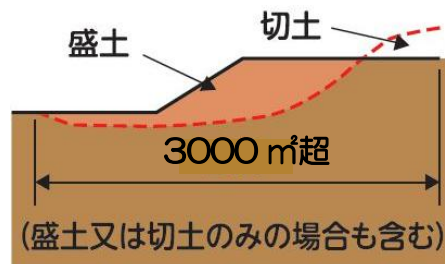
要件③ (イメージ図)



要件④ (イメージ図)



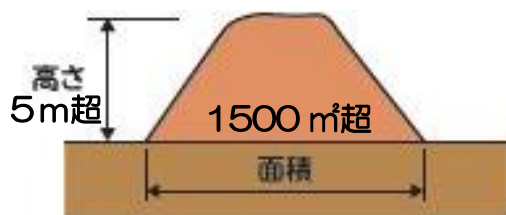
要件⑤ (イメージ図)



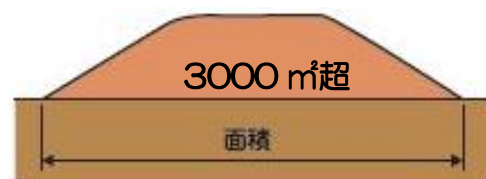
(土石の堆積)

図-2

要件① (イメージ図)



要件② (イメージ図)



②報告内容

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

- ・報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況。

(土石の堆積に関する工事)

- ・報告時点における土石の堆積の施工状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）。

報 告 内 容	宅地造成又は特定盛土等に関する工事	土石の堆積に関する工事
工事が施行される土地の所在地	○	○
工事の許可年月日及び許可番号	○	○
前回の報告年月日（２回目以降）	○	○
報告の時点における盛土又は切土の高さ	○	
報告の時点における盛土又は切土の土量	○	
報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況	○	
報告の時点における土石の堆積の高さ		○
報告の時点における土石の堆積の面積		○
報告の時点における堆積されている土石の土量		○
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量		○
その付近の状況を明らかにする写真を添付	○	○

③申請書類

- ・宅地造成等に関する工事の定期報告書 第 7 号様式 1 部
- ・土石の堆積に関する工事の定期報告書 第 8 号様式 1 部

④報告の期間（３か月以上工事する場合）

- ・報告は、工事着手日から、３ か月ごとに行ってください。

(2) 中間状況報告（条例第7条、取扱規則第12条）

【宅地造成等許可条例】

（施工状況の報告）

第7条 工事管理者は、工事のうち、擁壁又は排水施設の設置工事について次に掲げる工程に達したときは、遅滞なく市長に施工状況を報告しなければならない。ただし、工事管理者が病気、負傷その他やむを得ない理由により報告を行うことができない場合は、工事主が行わなければならない。

- (1) 仮排水工、仮設土留工、仮設道路工その他これらに類する作業が完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造の擁壁を設置する場合にあつては、床掘りを完了し、基礎地盤の強度の確認をしたとき。
- (3) 練積み造の擁壁を設置する場合にあつては、下端部分の厚さの確認をしたとき。
- (4) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、底版部における主鉄筋の組立てが完了したとき。
- (5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、コンクリート打設後に型枠を解体したとき。

【宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則】

（施工状況の報告等）

第12条 条例第7条の規定による報告は、中間施工状況報告書(第6号様式)によらなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 条例第7条第1号に規定する作業が完了したとき

- ・ 仮設計画平面図及び完了写真

(2) 条例第7条第2号に規定する作業が完了したとき

- ・ 積載試験等による支持地盤の強度確認報告書及び試験実施状況写真

(3) 条例第7条第3号から第5号までに規定する作業が完了したとき

- ・ 出来形管理図及び検尺状況写真

3 法第12条第1項の規定により許可を受けた工事を完了したときは、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 埋設透水管の施設状況

【内容】

- ・工事管理者は、擁壁及び排水施設に関する工事が条例第7条各号に掲げる工程に達したときは、遅滞なく中間施工状況報告書（第6号様式）に規則で定めた図書を添付し、市長あてに提出しなければなりません。工事管理者が病気やけが等のやむを得ない理由で報告できない場合は、工事主が行わなければなりません。

（提出書類）

- ・中間施工状況報告書（第6号様式） 1部
- ・規則第12条第2項各号に定められた図書

(3)中間検査（法第 18 条、政令第 23・24 条、省令第 45・46 条）

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【法】

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4～5 略

【政令】

（中間検査を要する宅造造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの。

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの。

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）。

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの。

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの。

（特定工程等）

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

（中間検査申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

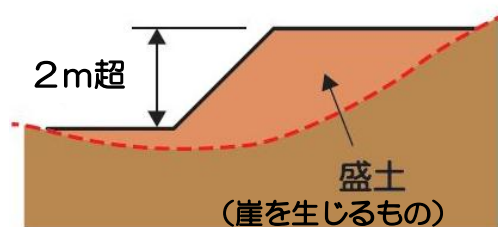
第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【中間検査を要する工事】

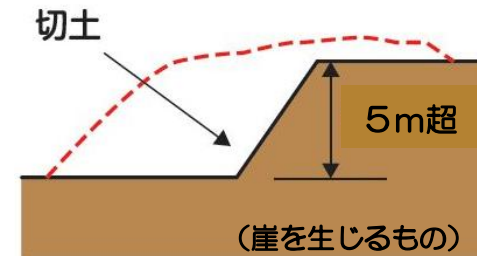
下記、図－3 の工事に伴って特定工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程）を含む場合に中間検査が必要になります。

図－3

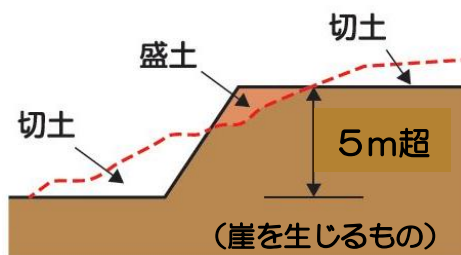
要件①（イメージ図）



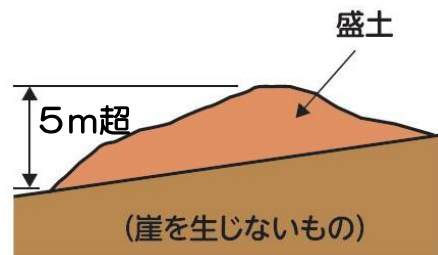
要件②（イメージ図）



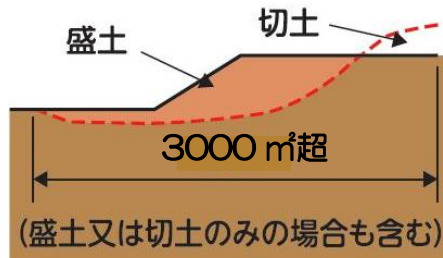
要件③（イメージ図）



要件④（イメージ図）



要件⑤（イメージ図）



注）法第 18 条第 3 項に定める工程は、「排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋まる工事」の工程となります。なお、この工程は、中間検査合格証を受け取り後に施工してください。

【中間検査申請】（省令第45・46条）

- 特定工程を含む工事完了日を含めて4日間以内に中間検査申請書（別記様式十三）正副2部を提出する必要があります。
- 申請書には、特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付してください。
- 中間検査手数料が必要になります。

15 取止又は取下届（条例第9条、取扱規則第14条）

工事主は、法第12条第1項の許可を受けた後に工事の計画を取り止めようとするときは取止届（第9号様式）を、同項の許可を受ける前に当該許可の申請を取り下げようとするときは取下届（第9号様式）を市長に提出してください。（1部提出してください。）

16 工事完了（法第17条、省令第39・40・42・43条）

【法】

（完了検査等）

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 略

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 略

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認の申請期間）

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(1)完了検査

宅地造成等に関する工事又は土石の堆積工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に「宅地造成等に関する工事の完了検査申請書」（別記様式第九）1部又は「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（別記様式第十一）1部を提出し、完了検査又は確認検査を受

けてください。

(2)検査済証・確認済証の交付

完了検査又は確認検査の結果、法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認められた場合は、「宅地造成等に関する工事の検査済証」（別記様式第十）又は「土石の堆積に関する工事の確認済証」（別記様式第十二）が交付されます。

なお、申請区域は、検査済証が交付されてから土地利用を開始してください。

ただし、宅地造成に関する工事と建築工事が同時でなければ施行できない場合は、事前に宅地審査防災課と相談してください。

17 令和7年4月法施行以前より行われていた宅地造成等の届出

(1) 工事（法第21条、省令第52条）

【法】

（工事等の届出）

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

規制区域指定の際に既に行われている宅地造成等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前^{（注）}に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたものは除く）は、法第21条第1項に基づき、その指定（令和7年4月1日）があつた日から21日以内に次の要領で届出書を作成し提出してください。土石の堆積に関する工事の届出の有効期限は、提出日から起算して5年となります。なお、5年経過しましたら、許可申請をする必要があります。

(2) 届出の必要な工事の規模（政令第23条各号、政令第25条第2項）

区 域	行 為	規 模	提出期日
宅地造成規制区域	宅地造成等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	区域指定があつた日から21日以内
	土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	

(3) 申請様式と提出部数

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書：別記様式第十五 1部
- ・土石の堆積に関する工事の届出書：別記様式第十六 1部

(4) 届出書の添付書類

次の表の左欄に掲げる工事に応じ当該右欄に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を届出書に添付してください。

	図面の種類	明示すべき事項	備考
宅地造成等工事 土石の堆積工事 共 通	位置図 1/10,000 以上	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	
	地形図 1/2,500 以上	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線	・等高線は、2mの 標高差を示すの ものとするこ と。
宅地造成等工事	土地の平面図 1/2,500 以上	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・側溝等 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	
土石の堆積工事	土地の平面図 1/500 以上	・縮尺 ・方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

18 工事等の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、下記①、②のいずれかに該当する場合は、法第 21 条第 3 項又は第 4 項に基づき、届出書を作成し、提出してください。

①擁壁又崖面崩壊防止施設（高さ 2 メートルを超える）、地表水等を排除するための排水施設、地滑り抑止ぐい等を全部又は一部を除去する工事。

②公共施設用地を宅地又は農地等へ転用する場合。

ただし、法第 12 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

なお、農地転用等については、農水産業振興課へ相談してください。

(1) 擁壁等を除去する工事の届出（法第 21 条第 3 項、政令第 26 条、省令第 55 条）

【法】

（工事等の届出）

第二十一条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

（届出を要する工事）

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

【省令】

（擁壁等に関する工事の届出）

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

- ・ 次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに届出書を提出してください。
一部除去であっても届出が必要です。

〔届出が必要な工事〕

- ①規制区域内の土地において行う、高さが 2 m 超の擁壁又崖面崩壊防止施設の除去工事
- ②規制区域内の土地において行う、地表水等を除去するための排水施設の除去工事
- ③規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除去工事

〔申請様式と提出部数〕

- ・ 擁壁等に関する工事の届出書：別記様式第十七 1 部

(2) 公共施設用地から宅地への転用の届出（法第 21 条第 4 項、省令第 56 条）

【法】

（工事等の届出）

第二十一条

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

（公共施設用地の転用の届出）

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

- ・ 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地に転用した場合は、転用した日から 14 日以内に、届出書を提出してください。

[申請様式と提出部数]

- ・ 公共施設用地の転用の届出書：別記様式第十八 1 部